

国産粗飼料増産対策事業実施に係る運用について

18生畜第101号
平成18年4月19日
農林水産省生産局
畜産部畜産振興課長通知

一部改正 平成20年8月 1日 20生畜第819号
一部改正 平成21年6月23日 21生畜第637号
最終改正 平成22年4月26日 22生畜第300号

国産粗飼料増産対策事業実施に当たっては、国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4388号農林水産事務次官依命通知）、国産粗飼料増産対策事業実施要領（平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知（以下、「実施要領」という。）に定めるもののほか、この運用通知に定めるところによるものとする。

第1 取組要件について

1 ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進型

実施要領第3の1の事業の取組を行うに当たっては、同第3の1に規定によるほか、次により実施するものとする。

(1) ハイグレード稲発酵粗飼料コーディネーター

- ① 実施要領第3の1の（1）のアにより位置付けられたコーディネーターについては、特定の個人の他、連名、集団、組織による位置付けも可能とする。
- ② 事業実施主体は、実施要領第3の1の（1）のアにより位置づけたコーディネーターについて、別紙様式1を参考としてコーディネーター名簿を取りまとめ、畜産振興課長に報告するものとする。

(2) ハイグレード稲醗酵粗飼料生産・利用計画書

- ① 実施要領第3の1の（1）のカの（ア）の「ハイグレード稲醗酵粗飼料生産・利用計画書」は、別紙様式2に定めた様式に基づき作成し、利用供給協定等の資料を添付して事業実施主体に提出することとする。
- ② 「ハイグレード稲醗酵粗飼料生産・利用計画書」は、取組によって得られた成果等を踏まえ、必要に応じて変更を行うものとする。

(3) ハイグレード稲醗酵粗飼料の基準、ハイグレード稲醗酵粗飼料に関する栽培マニュアル

- ① 実施要領第3の1のウの（イ）に示した「原則として当該地域の属する都道府県、市町村等の概ね平均以上であること」については、基準の内容により統計数値が存在しない場合等にあっては、地域の技術者や有識者等の意見を聞いて基準を定めることとする。
- ② ハイグレード稲醗酵粗飼料の基準及びハイグレード稲醗酵粗飼料に関する栽培マニュアルについては、地域検討会の構成組織等が定めたものについて、地域検討会の合意の下、地域検討会が定めたものとして位置付けることができる。

(4) 稲醗酵粗飼料の利用

- ① 実施要領第3の1の(1)のキの(ア)に定めた給与に関する情報の伝達については、家畜の嗜好性を含めた品質に関する情報を含めることとする。また、地域検討会に出席して情報伝達を行う等、より、地域検討会の検討が深まる方法で行うよう努めることとする。
- ② ①の情報伝達については、全ての稲醗酵粗飼料について行う必要はないことから、地域検討会の検討に間に合うよう、それまでに給与した飼料に関する情報を伝達すること。
- ③ 実施要領第3の1の(1)のキの(イ)に定めた「給与実績等の記録」については、別紙様式3に示した様式例を参考に記録すること。
- ④ 助成対象経営体は、提供を受けた稲醗酵粗飼料について、提供を受けた年度及び翌年度内に給与するよう努めることとする。ただし、提供を受けた稲醗酵粗飼料について、飼料として不適切であった場合等においては、この限りではない。

(5) 取組結果の評価

- ① 地域検討会が行う取組結果の評価については、原則として取組全体について一括して行うこととするが、生産者毎、給与者毎等に分けて行うことが適切であると考えられる場合は、一定の範囲毎に評価することも可能とする。
- ② 地域検討会が取組結果の評価を行う際には、稲醗酵粗飼料を利用した畜産経営の意見を聞くこと。また、畜産経営は、給与実績の記録を地域検討会に提出し、給与実績等の報告を行うこと。
- ③ 地域検討会又はコーディネーターは、別紙様式4に示した様式により、検討結果について事業実施主体に報告することとする。また、評価結果について、助成対象経営体に連絡することとする。
- ④ 地域検討会の評価結果のうち、総合評価がC以下のものについては、事業実施主体は助成を行うことはできないこととするが、気象要因等のやむを得ない事情があると地域検討会が判断し、③の報告に示す場合はこの限りではない。
- ⑤ 地域検討会は②により畜産経営から報告された給与実績の記録について、稲醗酵粗飼料が適切に給与されていないと考えられる場合には、その旨、事業実施主体に報告すること。また、当該報告を受けた事業実施主体は、詳細を調査し、適切な給与がなされていないと判断された場合には、当該畜産経営は助成対象経営体から除外すること。
- ⑥ 評価に係る関係書類については、事業実施期間終了後から5年間保管すること。

(6) ハイグレード稲醗酵粗飼料生産・利用報告書

- ① 助成対象経営体は、地域検討会による取組結果の評価が終わった段階で、別紙様式2に示した様式により、ハイグレード稲醗酵粗飼料生産・利用報告書を事業実施主体に提出することとする。
- ② ①の報告書の提出を受けた事業実施主体は、「ハイグレード稲醗酵粗飼料生産・利用報告書」の内容が、利用供給協定に基づくものであることや、地域検討会の評価結果が合致していること、稲醗酵粗飼料が生産されていること等の観点から、誤りがないことを確認することとする。

その際、稲醗酵粗飼料が生産されていることについては、水田利活用自給力向

上事業による助成対象となっていることを確認する等、他事業との整合性の確保に留意すること。

(7) 助成額の算出

助成額の算出は、以下の方法により行うこととする。

① 助成額（千円）＝利用供給面積（10a）×助成単価（1万円）

② 営農集団等が稲発酵粗飼料を給与する取組を行う農家等（以下「稲発酵粗飼料給与者」という。）である場合は、当該集団が構成員である給与農家ごとに利用供給面積を算出するものとする。

$$\text{給与農家利用供給面積（a）} \times \frac{\text{給与農家の給与量}}{\text{当該集団全体給与量}} \\ = \text{当該集団全体利用供給面積（a）} \times \frac{\text{給与農家の給与量}}{\text{当該集団全体給与量}}$$

③ ②で給与量からの利用供給面積の算出が必要となった場合の給与量は、実量による算出の他、地域普及指導機関等と相談の上、地域での給与の平均値や給与実量と生産量から算出するものとする。

(6) 関連事業及び関連機関との連携等

① 事業実施主体は、本事業の実施にあたり稲発酵粗飼料の生産者側である耕種農家と給与を行う給与農家との連携に努め、「水田利活用自給力向上事業」等関係事業との調整が十分に図られるよう、指導・推進するものとする。

② 事業実施主体、コーディネーター、地域検討会議等の関係者は、農業者が稲発酵粗飼料の取引を行うに際しては、品質・収量等に応じて適切な価格が設定されるよう、必要な助言・指導を行うよう努めることとする。

2 飼料生産組織経営高度化支援型

実施要領第3の2の事業の取組を行うに当たっては、同第3の2の規定によるほか、次により実施するものとする。

(1) 要領第3の2の(1)に規定するその他飼料生産組織とは、飼料生産組織外に飼料作物の販売を行っている飼料生産組織とし、新たに設置する組織は除く。

(2) 要領第3の2の(2)のイに定める作業面積とは、飼料作付作業、飼料収穫作業、堆肥散布作業の合計面積とする。ただし、永年牧草における収穫作業は同一ほ場で複数回行った場合でも1回のみ面積とする。

なお、当該作業が当該年度中に確実に行われることについて、受託契約書、総会での決議等、客観的に証明できる面積のみをカウントすること。

(3) 事業実施主体が本事業により支援を行おう飼料生産組織（以下「事業実施者」という。）を選定するに際しては、原則として、事業実施者の取組について、下表に該当する全てのポイントを合算し、当該合算ポイントを事業費で除することにより事業効果を算出し、事業効果の高い取組から優先して採択することとする。

取組内容	ポイント
1 事業実施前年度において法人格を有していない組織であって、事業開始年度内に法人化を図る取組	20ポイント
2 事業実施年度の作業面積が平成21年度又	1haにつき1ポイント

は平成19年度から平成21年度の3カ年平均と比較した増加面積	ト（北海道にあっては、2haにつき1ポイント）
3 実施要領第3の2の（2）のウに定めるところにより都道府県知事が設定し、事業実施主体の承認を得た取組	20ポイント

- (4) 事業実施者は、別紙様式5の事業実施計画を作成し事業実施主体が定める日までに事業実施主体に提出するものとする。

事業実施計画の提出を受けた事業実施主体は、本事業により導入を支援する機械・施設について、事業実施計画から適切な種別・能力であることを確認し、必要であれば計画の修正を求めることとする。

- (5) 実施状況の記録等

本事業の実施者は、作業の受託面積、機械の稼働状況を記録することとする。

3 粗飼料広域流通モデル確立型

実施要領第3の3の事業の取組を行うに当たっては、同第3の2に規定によるほか、次により実施するものとする。

(1) 事業実施者

実施要領第3の3のイの（ア）に掲げる「農業者団体」とは、次の①から⑦までのいずれかに該当する組織形態を満たすもののうち、事業実施主体が定める規定等に基づき地域の粗飼料の効果的・安定的な流通体制を構築する主体として適当と認める組織とする。

- ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ② 公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。）
- ③ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3で規定する法人をいう。）
- ④ 一般社団法人又は一般財団法人
- ⑤ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。
- ⑥ 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次のaからcの要件に適合するもの。
 - a 農業を主たる事業として営んでいること。
 - b 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
 - c 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半数を占めること。
- ⑦ 農業を営む個人（3戸以上）が構成員となっている団体であつて、次のa及びbの要件に適合するもの。
 - a 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - b、その規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

- (a) 目的として、地域の粗飼料の効果的・安定的な広域流通に取り組み、畜産経営の発展に資する旨の規定を含んでいること。
 - (b) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - (c) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - (d) 粗飼料の取扱その他で公平を欠くものでないこと。
 - (e) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- (2) 事業実施主体が(1)の事業実施者の選定を行うに際しては、粗飼料の広域流通を行うことにより、地域の畜産農家が必要とする粗飼料が不足しないよう留意することとする。
- (3) 広域流通の範囲
 実施要領第3の3のイの(ウ)に掲げる「市町村の範囲を越える流通」とは、以下のいずれにも該当するものをいう。
- ① 市町村を越える流通
 - ② 道のりで30km以上の流通
- (4) 確認方法等
- ① 本事業の実施者は、流通拠点への入荷数量、出荷数量、主な販売先(市町村の範囲を越える流通が行われるかどうかを確認できるもの)を記録することとする。
 - ② ①の記録を行うに際し、流通量については重量で管理することを基本とし、ロールで保管する場合には、1ロール当たりの標準重量を設定する等により、重量に換算して記録することとする。
- (5) 補助対象等
 実施要領第3の3のイの事業を実施する場合は、初年度における取組の結果を踏まえつつ、次年度以降に施設・機械等を追加することができるものとする。

第2 事業実施の手続及び報告

1 ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進型に係る事業実施の手続

事業実施に当たっての手続は、実施要綱・実施要領に定める他、次に定めるとおりとする。

- (1) 稲発酵粗飼料給与者、は、ハイグレード稲発酵粗飼料生産・利用計画書計画書(以下「生産・飼養管理計画書」という。)を作成するに当たっては、別紙様式5により作成し、必要な書類を添えて事業実施主体に提出するものとする。

事業実施主体は、提出された生産・飼養管理計画書の内容に誤りがないかどうか精査し、補助要件を満たしているかどうか等を確認するものとする。

事業実施主体は、その結果を踏まえて補助額を計算し、「稲発酵粗飼料給与確立型取りまとめ表」(以下、「取りまとめ表」という。)により集計するものとする。

事業実施主体が定める生産・飼養管理計画書の提出期限までに生産・飼養管理計

画書を提出できない恐れがある場合は、助成要件の確認がすべて終了していない場合であっても、補助額の見込額を計算し、生産・飼養管理計画書を作成するものとする。

- (2) 生産・飼養管理計画書の提出期限以降に補助要件を満たしているかどうかを確認するために必要な書類については、事業実施主体が、適宜、生産・飼養管理計画書の提出者から提出を求めるものとする。
- (3) 生産・飼養管理計画書の提出期限を過ぎた後、生産・飼養管理計画書の内容の変更を行うことは、原則として認められないものとする。
- (4) 第1の1の(2)の③計画変更を行う場合の手続は、(1)から(3)の規定を準用するものとする。
- (5) 事業実施主体は、予算の適正かつ円滑な執行等の観点から必要と認める場合には、生産・飼養管理計画書の提出状況について、事業実施者に対し、適宜、必要な報告を求めることができるものとする。
- (6) 事業実施主体は、(1)で提出された「取りまとめ表」により、実施要領第4により事業実施計画書を作成し、承認申請を行うものとする。

2 事業実施報告書

事業実施主体は、実施要領第5の1により事業実施状況を報告するものとする。

第3 その他

- (1) 農林水産省生産局畜産部畜産振興課長（以下、「畜産振興課長」という。）は、この運用通知に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じて調査を実施し、又は報告を求めることができるものとする。
- (2) 畜産振興課長は、事業の実施に必要であると認められる事項がある場合は、必要に応じて、運用通知を改正するものとする。

附則

- 1 本運用については、平成22年4月26日から適用する。
- 2 この通知による改正前の運用通知に基づき、平成21年度までに採択した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

事業実施主体名:

[illegible]

平成 年度
 ハイグレード稲醗酵粗飼料生産・利用計画書（概要）
 兼ハイグレード稲醗酵粗飼料生産・利用報告書（概要）

1. 事業実施者の概要

(1) 事業実施者名(組織名) :					
住 所 :			代表者氏名 :		
(2) 組織形態 :		構成員数 :		有限会社の 場合農業者数 :	
(3) 取組期間 :	平成	年度	～	平成	年度
(4) 飼養頭数 :		頭	〔畜種別内訳〕 :		
(5) 指導を受けるコーディネーター名 :					
(6) 参画する地域検討会名 :					

2. 稲醗酵粗飼料の生産・利用に対する取組方針

(稲醗酵粗飼料の生産者への需用者としての要望の伝達方法、稲醗酵粗飼料の利用方針等を記載)

 3. 事業実施内容(補助対象 面積・金額)
 [別紙様式第1号-B より転記]

稲醗酵粗飼料収集面積		
生産ほ場面積 ha A	単 収 t/ha B = C ÷ A	生産量 t C

地域検討会に おける評価結果	助成対象となる利用供給面積、金 額 (地域検討会による評価が基準を 満たした面積及び金額を記入する こと)	
	対象面積 ha	補助金額 千円
当該年度補助 対象面積		
【特記事項】		

4. 添付書類： 「利用供給協定書（写）」等

注1：面積合計はha、小数点以下第2位（第3位以下切り捨て）まで記載。

2：数量合計はkg、整数（小数点以下切り捨て）で記載。

3：助成対象となる利用供給面積、金額欄は、地域検討会で「ハイグレード稲醗酵粗飼料の基準」の達成状況を評価した後に、事業実施主体等において記入すること。

4：報告書を提出する際に計画段階と面積が異なる場合には、適宜修正すること。
 点線の枠内は実績報告段階で記載すること。

5：「地域検討会における評価結果」欄は、S、A、B、C、Dのいずれかを記入すること。
 その他、特記すべき事項があれば、欄外に記入すること。

注1：事業実施者が組織であり、実際の給与者が複数の場合は、合計数量を記入し、別紙明細を添付のこと（個人の場合は、本様式のみで作成でよい）。

2：受け入れ先が多数の場合は、合計数量を記入し、別途明細を作成添付のこと。

3:面積合計はha、小数点以下第2位(第3位以下切り捨て)まで記載。

4: 数取合計はkg、整数 (小数点以下切り捨て) で記載。

ち：吾画書においても前年度の実績等の実績値が記入できる場合は、実績値を記入すること。

6：報告書を提出する際に計画段階と面談が異なる場合には、適宜修正すること。点検の枠内は実績報告段階で記載すること。

7: 「地域検討会における評価結果」欄は、S、A、B、C、Dのいずれかを記入すること。その他、特記すべき事項があれば、備考欄に記入すること。

事業実施者名 (組織名) :

[illegible]

注1：面積合計はha、小数点以下第2位（第3位以下切り捨て）まで記載。

2: 数値合計は8、整数(小数点以下切り捨て)で記載。

3：実績値が記入できる場合は、実績値を記入すること。

4：実施期間は当該年度生徒分の給与実施期間を記入。

5: 報告を提出する際、正面に計略段階を記入すること。また、修正する場合は、修正段階で記載すること。

6:「地檢校對金」における「評価結果」欄は、S、A、B、C、Dのいずれかを記入すること。その他、特記すべき事項があれば、備考欄に記入すること。

ハイグレード稲醗酵粗飼料に係る地域検討会報告書（例）

1. 地域検討会の概要

(1) 検討会の名称

(2) 構成員名簿

分類	所属	役職	氏名
コーディネーター			
地方公共団体			
農業者団体			
生産者			
利用者			

*分類については、適宜追加すること。

(3) 活動内容

2. 地域検討会による「ハイグレード稲醗酵粗飼料の基準」の達成状況の検討・評価結果

基準の内容	評価結果	評価理由等
総合評価		

注1：評価結果については、原則として、A：「達成できた」、B：「概ね達成できた」、C：「達成できなかった」、D：「著しく達成できなかった」により評価すること。

注2：原則として評価は取組全体について一括して行うこととするが、生産者毎、給与者毎等に分けて行うことが適切であると考えられる場合は、当該評価も可能とする。この場合は、適宜様式を追加すること。

* 別添として、「ハイグレード稲醗酵粗飼料の基準」及び「ハイグレード稲醗酵粗飼料に係る栽培マニュアル」を

* 別添として、検討会の概要等を添付すること。

飼料生産組織経営高度化支援型 事業実施計画書

(1) 事業実施者 組織名称:		代表者氏名:			
(2) 所在地:		(3) 経営高度化の取組状況 (本年度までの取組状況)			
(4) 経営高度化の取組状況 (5年度までの取組状況)		(5) 本年度により取得する必要がある機材・施設の一覧とその理由			
機材施設の名	規格・スペック	台数	事業費	うち国庫収支額	必要とする理由
合 計					

①

内 容	取組の行進・面談等			対象ポイント
	平成21年度 ①	平成19年度から 平成21年度までの平 均 ②	本年度 ③	
法人化の有無				④-①(②又は③) いづれかの数値が0 よりなるものを記入
作業受託面積 (合計)				
飼料作付作業				
飼料収獲作業				
地肥散布作業				
牧道管理印付作業				
合 計				

②

選定ポイント ①/②	
------------	--

* 本様式に記載した事項について、相違となる資料を添付すること